

2020 年 6 月 25 日 改正

定 款

埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 19 番地

株 式 会 社 エ フ テ ッ ク

定款変更の沿革

1.	1955 年 11 月 5 日	制 定
2.	1964 年 4 月 27 日	一 部 改 訂
3.	1970 年 2 月 16 日	”
4.	1970 年 3 月 29 日	”
5.	1974 年 11 月 29 日	”
6.	1976 年 11 月 29 日	”
7.	1977 年 11 月 25 日	”
8.	1978 年 12 月 6 日	”
9.	1982 年 5 月 21 日	”
10.	1983 年 12 月 19 日	”
11.	1987 年 12 月 10 日	”
12.	1988 年 12 月 9 日	”
13.	1990 年 6 月 26 日	”
14.	1991 年 6 月 24 日	”
15.	1994 年 6 月 21 日	”
16.	1995 年 6 月 22 日	”
17.	1997 年 6 月 27 日	”
18.	1999 年 6 月 23 日	”
19.	2002 年 6 月 20 日	”
20.	2002 年 8 月 1 日	”
21.	2003 年 6 月 20 日	”
22.	2004 年 6 月 18 日	”
23.	2006 年 6 月 23 日	”
24.	2007 年 6 月 22 日	”
25.	2008 年 6 月 26 日	”
26.	2009 年 6 月 25 日	”
27.	2010 年 1 月 6 日	”
28.	2010 年 3 月 23 日	”
29.	2011 年 6 月 23 日	”
30.	2013 年 6 月 20 日	”
31.	2015 年 6 月 19 日	”
32.	2020 年 6 月 25 日	”

株式会社エフテック定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エフテックと称し、英文では、F-T E C H I N C . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品製造
2. 自動車部品研究開発
3. 建設資材製造
4. 土木工事、建築工事、内装仕上工事、電気工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、消防施設工事の請負、設計、施工
5. 金型および機械器具設計製作
6. 自動車、二輪車および内燃機関の販売および修理
7. 損害保険代理業
8. 救急医療に関する緊急通報システムの販売
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を埼玉県久喜市菖蒲町に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,636万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得する事が出来る。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 13 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10年間本店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役の選任)

第18条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の数および任期)

第19条 当会社の取締役は13名以内とする。

2. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選任する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選任する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副社長若干名を選任することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程で定められた取締役がこれを招集し、議長となる。議長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議により定めた順位により他の取締役がこれに当る。

2. 取締役会の通知は、各取締役および監査役に対し、会日より3日前に、これを発するものとする。ただし、必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会規程および決議)

第22条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めるものを除き、取締役会の定める取締役会規程による。

2. 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

3. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、10年間本店に備え置く。

(顧問または相談役)

第24条 取締役会の議決により、顧問または相談役を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役の責任限定)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を委嘱して執行させることができる。

2. 取締役会は、執行役員の中から、その決議によって、会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員および上席執行役員を定めることができる。

3. 執行役員に関する事項は、本定款で定めるもののほか、取締役会において定めることができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の選任)

第28条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の数および任期)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任したる監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会は、各監査役が招集する。

2. 監査役会の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に、これを発するものとする。ただし、必要あるときは、これを短縮することができる。

3. 監査役全員の合意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開催することができる。

(監査役会規程および決議)

第32条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めのあるものを除き、監査役会の定める監査役会規程による。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印し、10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役の責任限定)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分等の決定機関)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 剰余金の配当は、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを支払う。

2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

4. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。ただし、受領遅滞の配当金には利息は付けないものとする。